

滋賀里山ハイキングクラブ 会則

第1条（名称）

本会は、滋賀里山ハイキングクラブと称し、住所は会長宅に置く。

第2条（目的）

本会は、山歩きが好きな仲間が楽しく安全に山歩きを楽しむことを目的とする。

第3条（会員）

- (1) 本クラブの目的に賛同し、入会申込書を提出して入会金と会費を納めて、会長の承認を受けた者は会員となる。
- (2) 例会に体験参加して、入会の判断をする。
- (3) 山岳保険に必ず加入しなければならない。
保険の内容は山岳登攀（ピッケル、アイゼン、ザイルなど、それに類する道具を使用、またはそれに準ずる運動危険行為）、岩登り、沢登り、雪山や残雪の登山、ヤブ漕ぎ登山などを対象とした山岳登山用のもので、かつ個人賠償と遭難捜索費用に対応したものを原則とする。
- (4) 退会届を提出のうえ、自由に退会できる。
- (5) 理由なく会費を納期から3カ月以上経過しても納めない場合、もしくは本会の会員としてふさわしくない行為のあったときは、会員の資格を失う。

第4条（役員）

- (1) 本会に、会長、山行部長、事務局長、会計および会計監査人を置く。
- (2) 必要に応じて山行部には山行部員、事務局には事務局員、機関誌担当、懇親会担当を置くことができる。
- (3) 役員の任期はそれぞれ2年間とし、原則として再任は認めない。

第5条（役員の職務）

- (1) 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。
- (2) 事務局長は本会の事務全般および機関誌発行、懇親会、新規入会者の対応を担当する。
各担当を置いた場合は、担当員が機関誌発行や、懇親会を担当する。
- (3) 山行部長は山行部員と協力して以下の事項を行う。
 - 例会の年間計画を立案する。
 - 例会の山行計画を確認し、問題がある場合は担当リーダーと相談し、解決する。
 - 安全に登山を行うために必要な事項の周知や登山技術の向上を図る。
- (4) 会計は、本会の出納事務を担当する。
- (5) 会計監査人は本会の出納状況、財産の状況を監査する。

第6条（次期役員選出）

- (1) 会長は予め、役員選挙会員3名に委嘱し、選考委員会を設定し、次期役員候補者を決定する。
- (2) 選考委員は次期役員候補者を会長に報告する。会長は総会で承認を得る。

(3) 会計監査人は前任の会計が就任する。

第7条（活動年度）

本会の活動年度は、毎年4月から翌年3月までとする。

第8条（活動内容）

(1) ハイキング例会(略称:ハイク例会)

- 山域:原則として滋賀県を中心とする近郊の山。
- 実施時期:原則として毎月1回
- グレード:原則として標高差500m未満で、危険の少ない山(一般向)

(2) 山行例会

- 山域:近畿地方、中部北陸地方を中心とする山
- 実施 時期:原則として毎月1回
- グレード:原則として標高差500m以上で、登山ルートが明確な山(中級向)

(3) 自主山行

会員が適宜自主的に企画する山行で、山行部長の承認を得て全会員に案内したもの。

(4) その他

必要に応じて、ハイキング例会などで行う安全教育

第9条（例会の進め方）

(1) 責任

会員の活動はすべて自己責任の下に行うことを基本とし、責任を他に転嫁してはならない。

(2) 交通手段

- 集合地から目的地までの間の移動は、原則として公共交通機関を利用する。
- 公共交通機関の利用が困難な場合などにおいて、マイカーに乗り合わせて移動することができる。
その場合には第10条「マイカーの利用に関する規定」に従い、実施する。

(3) 下見

- 担当リーダーは原則として山行実施前に下見を行うこと。
- 人員は、原則としてチーフリーダーとサブリーダーの2名とし、必要に応じて3名まで可能とする。
4名以上必要な場合は、山行部長の承認を得ること。
- 回数は原則1回とするが、必要に応じて2回以上可能とする。
- 費用は、マイカーは必要台数分、電車などは参加人員それぞれ全額とする。

(4) 案内

- 下見を参考に案内を作成して会員に知らせる。
- 案内には集合日時、場所、標高差、歩行距離、歩行時間、費用を記載する。

(5) 登山計画書

- 参加者が決定したら、登山計画書を作成し、会長、山行部長、参加者に知らせる。
- 山行部長は登山計画書を確認し、疑義がある場合はリーダーと協議し解決する。
- 登山実施前に、登山届を提出する。

(6) 山行

- 山行中は常にリーダーの指示に従い、互いに万全の注意を払って行動する。
- 気象条件、登山道の状況から危険が予知されるときは、山行を中止もしくはルート変更などの措置をとる。
- 会員に負傷者や体調不良者が出た場合には、必要な措置をとるとともに、状況によっては山行を中止する。
- リーダーは山行終了時に登山届に記載した緊急連絡先に下山連絡をする。

(7) 報告

山行終了後、リーダーまたはサブリーダーは山行報告書を作成し、会員に知らせる。

(8) 山行に関わる連絡方法

案内、報告は会報「福寿草」およびHPに掲載する。

計画書はHPに掲載し、必要な会員にはリーダーがFAX、メールなどで連絡する。

中止の判断はリーダーが行い、責任を持ってメンバーに連絡する。

第10条（マイカーの利用についての規定）

マイカー利用に関しては以下のことを遵守すること

- (1) 車両提供者は事前に車両の点検および整備を行う。
- (2) 提供車両は自動車保険「対人・対物・搭乗者傷害」を付保していること。
- (3) 運転者は、交通法規を遵守して安全運転に努めるとともに必要に応じて休憩をとること。
- (4) 事故が発生した場合の損害賠償は原因が運転者の故意による場合を除き、被害を被った同乗者は当該車両の自動車保険の範囲を超えて車両の提供者および運転者に損害賠償請求をすることは出来ない。
- (5) 同乗者は前項の損害賠償の範囲を了解して同乗したものとみなす。
- (6) 車両提供に伴い発生した以下の費用は、運転手および同乗者が集合場所に関わらず均等に負担する。
 - ガソリン代の費用：走行距離により算出する。詳細は次項による。
 - 有料道路代、駐車場の利用に関する費用。
- (7) ガソリン代の算定は走行距離とガソリン価格により算出する。
 - 燃費は1リットルあたり10kmとする。
 - 1kmあたりの費用の算出は（「1リットルあたりのガソリン価格」÷10+15）円で算出し、5円単位で以下の基準により決定する。
ガソリン価格　～100円：25円、～150円：30円、～200円：35円、200円～：40円
 - 1リットルあたりのガソリン価格は以下の2店舗の現金支払価格の平均とする。
 - ・セルフステーション栗東1号SS/(株)伊藤佑　TEL 077-552-0660
 - ・Express栗東SS/(株)尾賀亀　TEL 077-554-1970
 - 改定は3月の総会時とし、次年度の価格を決定する。

第11条（会議）

- (1) 本会の会議は総会とミーティングとし、会長が召集し、次の事項について決議、意見交換をする。

(2) 総会

- 毎年3月に定例総会、その他必要に応じ臨時総会を開催する。
- 会議は会員の過半数の出席により成立する(委任状を含む)。
- 決議事項は年度活動計画、予算および決算、役員の選任、規約の改定などとし、出席者の過半数(委任状を含む)の賛成で決定する。

(3) ミーティング

- 必要に応じ随時開催する。
- 総会決議事項以外の重要事項の打ち合わせや、意見交換などを行う。

第12条 (財政)

本会の財政は、会員の支払う会費などをもって運営する。

- (1) 入会金は 1,000 円とする。
- (2) 会費は月額 500 円とする。ただし、家族会員についてはそのうちの1名は 300 円とする。
- (3) 会費の納入は年度前半と後半に分け、それぞれ3月、9月に前納する。
- (4) 納入された入会金、会費は、途中退会および休会しても返金しない。

第13条 (機関紙)

本会は、会報「福寿草」を毎月発行し、例会や行事などの案内および報告、会員の投稿記事、その他連絡事項などを掲載する。

第14条 (休会の扱い)

- (1) 会員が、疾病その他やむをえない事情により、一定期間本会の活動に参加することが困難なときは本人の申し出により休会の扱いとすることができる。
- (2) 休会の間は、会費の納入を免除する。
- (3) 休会者が希望する場合は会報を送付することができる。
- (4) 休会の期間は2年間を限度とし、これを越えるときは退会の扱いとする。

付 則

- (1) 従来すべての規定は 2019 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- (2) 本会則は、2019 年 4 月 1 日より適用する。